

意見書

平成21年7月7日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

〒466-8635

名古屋市昭和区高峯町154

中京テレビ放送株式会社

(代表者) 代表取締役社長 徳光 彰二

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申（案）」に
関し、下記のとおり意見を提出します。

記

まず、今回の答申（案）策定の作業にあられたすべての方々のご努力に対し、心から敬意を表したい。

今回、基幹放送が、わが国の民主主義の発展や国民の生命・財産の安全確保、健全な文化の育成、娯楽の提供などで果たしている社会的役割を正當に評価されたこと、さらに地上放送が地域社会の発展や住民への情報提供などで果たしている地域的役割についても正當に言及されたことを歓迎する。

また、放送を今後も維持、発展させる方向で答申（案）が策定され、放送事業者の経営の選択肢が拡大される点についても評価したい。

しかしながら今回の答申（案）には、放送業務の「認定制」や番組種別の「公表」を求める制度など、現行放送法の精神である自主・自律の原則を脅かす重大な懸念のある内容等も、依然含まれている。放送が上記のような社会的役割を果たしているのも、自主・自律の原則が守られてきたからであり、これらの点が、法案化に向け慎重に検討されるよう強く望み、以下の細目にわたって意見を提出するものである。

1. 法体系見直しの必要性

- ・放送と通信の融合による伝達手段の拡大、新しい事業分野の拡大に対応でき、放送事業者の経営の選択肢が広がることについては評価できる。

2. 伝送設備規律

(1) 電波利用の柔軟化

- ・新たな電波利用を実現するためとして、ホワイトスペースの活用にむけた制度整備が記されているが、無線局の既存業務に影響を与えないように、慎重な検討をお願いしたい。

3. 伝送サービス規律

(3) 放送・有線放送の安全・信頼性の確保

- ・放送事業者は、マスター設備の二重化、電源の二重化など、絶えず安全と信頼性の確保に努めており、今後も同様の取り組みを続ける所存である。そのため、設備の維持義務については、放送事業者の意見を十分に反映した上で慎重な検討を求める。また放送事故の報告に関しても、総合通信局に対して、自主自律のもとで行っており、その取り組みを尊重すべきである。

4. コンテンツ規律

(1) メディアサービス（仮称）の範囲

- ・「メディアサービス」の範囲を従来の「放送」にとどめ、その名称・概念を維持すること、また、インターネットへは現行法で対応する、との方針は適切である。

(2) コンテンツ規律の基本的な考え方

- ・現行の「放送法」を核として、制度の集約、大括り化が図られることは評価できるので、この点を法律上でも明記して頂きたい。
その一方で、各メディアの役割が損なわれることのないように取り扱われることを求める。

- ・答申案において、放送法の理念・目的が維持され、とりわけ放送事業者が民主主義の健全な発展や、国民生活の向上、文化の向上に果たす役割、また地域社会の中で欠かせない役割を果たしていることについて明記されていることは評価できる。
また、その役割をいっそう充実するための措置が図られることは評価するが、その過程で、現行放送法の理念である放送の自主・自律を損なうことのないように強く求める。

(3) 具体的規律

- ・地上放送事業は、放送施設の設置者（以下、ハード事業者）と放送業務を行う者（以下、ソフト事業者）の一致が基本であり、放送施設の設置者が放送業務を希望する場合には、免許と認定において、ハード・ソフト一致を希望する事業者

が優先されることを法律上で明記して頂きたい。

- ・放送業務を希望する者が「認定」を受ける際、これまで以上に、番組に関わることが審査対象となるなどの懸念があるので、番組内容その他について行政の関与が強まることのないように慎重に検討されることを強く求める。
- ・通信および放送の両用の無線局の開設を可能とする制度の整備において、放送事業者に対し、本来の目的である放送以外の他の目的への利用を義務付けないことを法律上で明記して頂きたい。
- ・ハード・ソフト分離を可能とする制度において、災害時等の緊急放送対応で、国民に対して迅速かつ十分な情報伝達ができるように、ハード事業者とソフト事業者が連携を十分に行い、その責務を果たすべきであることを明記して頂きたい。
- ・「種別」を含む番組の調和については、これまでも自主自律の原則のもとに適切に判断してきているので、「種別の公表」等に係る制度の導入に対しては、慎重な対応を求める。
- ・ショッピング番組の扱いについては、民放連を中心にして慎重な検討を継続しているところであり、法的な措置ではなく、放送事業者の自主自律の原則に委ねるべきである。

6. 紛争処理機能の拡大

- ・ケーブルテレビの再送信における裁定制度は、あくまで民間同士の協議に委ねるべきであり、引き続き裁定制度の維持が示されたのは遺憾である。また裁定制度は地上放送の根幹である地域免許制度と相容れないものであり、適切な見直しを求める。

8. その他の論点

- ・法体系の移行に際し、既存事業者に不利益を起ささないよう明記されていることについては評価できる。

以上